

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2022年3月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2022年2月中旬～2022年3月中旬）

- 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則
- 最高人民法院による「中華人民共和国民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈
- 最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈

II. 中国法務の現場より

「冬季五輪に見られたブラックテクノロジー」

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2022年2月中旬～2022年3月中旬）

◆ 市場主体登記管理条例¹

国務院 2021年7月27日公布、2022年3月1日施行

市場主体登記管理条例实施细则²

国家市場監督管理総局 2022年3月1日公布、2022年3月1日施行

1. はじめに

改革開放以来、中国においては、会社法³、会社登記管理条例⁴、企業法人登記管理条例⁵等の市場主体の登記、管理等に関する法律法規が多く施行されており、中国における経済発展の推進、創業・就職の促進等の面で重要な役割を果たしてきた。しかし、中国の高度な経済成長に伴う、インターネット経済やデジタル経済の急速な拡大に対し、これらの法規制の対応が間に合わず、市場主体の発展に適應できないことによる問題も徐々に現れた。

2013年中国共産党第18回中央委員会第2回全体会議で工商登記制度の改革が表明された後、市場監督管理部門が登録資本登記制度の改革をはじめとして工商登記制度の利便化を進め、登録資本の「払込登記制」から「引受登記制」への変更、「証照分離」⁶及び「放・管・服」⁷改革の実施、そして、企業の年度検査制度から年度報告制度への移行といった一連の最適化措置を通じ、企業の経営、ビジネス環境を改善し、統一的な市場主体登記関連法規を制定するための実践的な経験が蓄積されたと思われる。

そのうえで、市場主体登記制度を改善し、異なる市場主体の登記規則を統一するために、国務院は2021年7月27日に市場主体登記管理条例（以下「管理条例」という。）を公布した。管理条例は2022年3月1日から施行され、各種類の市場主体の登記管理を統一的に規制する初の行政法規として各市場主体の合法的権利の保護、創業創新の促進、市場秩序の維持に法的保障を提供することが期待されている。

また、管理条例では、国務院市場監督管理部門が本条例に基づき市場主体の登記及び監督管理に関する具体的な規定を制定することが明確にされており、当該要求を貫徹するため、国家市場監督管理総局は、昨年9月に市場主体登記管理条例实施细则（以下「实施细则」という。）の草案を作成し、パブリックコメントの募集及び専門家検討会等を行ったうえ、2022年3月1日に实施细则を正式的に公布した。实施细则も2022年3月1日より施行され、管理条例の関連規定をさらに細分化し、企業の設立登記、変更登記、抹消登記等に必要な申請書類をより明確にしている。

なお、管理条例及び实施细则の施行により、以下の法令は2022年3月1日より廃止されることとなっている。

廃止法令

¹「中华人民共和国市场主体登记管理条例」

²「中华人民共和国市场主体登记管理条例实施细则」

³「中华人民共和国公司法」

⁴「公司登记管理条例」

⁵「企业法人登记管理条例」

⁶各産業の主管部門が発行する「経営ライセンス」と商務登記主管部門が発行する「営業許可証」を分離することを指す。

⁷簡政放権（行政簡素化と権限委譲）、放管結合（権限委譲と管理の両立）、優化服務（サービスの向上）の略称である。

会社登記管理条例
企業法人登記管理条例
パートナーシップ企業登記管理弁法 ⁸
農民專業合作社登記管理条例 ⁹
企業法人法定代表者登記管理規定 ¹⁰
企業法人登記管理条例施行細則 ¹¹
個人独資企業登記管理弁法 ¹²
個人事業者登記管理弁法 ¹³
会社登録資本登記管理規定 ¹⁴
企業經營範圍登記管理規定 ¹⁵

2. 要点とコメント

管理条例は全 55 か条、6 章で構成され、実施細則は全 82 か条、12 章で構成されているが、廃止された従前の登記管理関連規定からの主要な変更点を整理すると以下のとおりである。

(1) 各市場主体の登記管理の統一

管理条例では、管理条例の適用対象となる「市場主体」の概念について、中国において営利を目的として経営活動に従事する以下の自然人、法人及び非法人組織と定義している¹⁶。

- 会社、非会社企業法人及びその支店
- 個人独資企業、パートナーシップ企業及びその支店
- 農民專業合作社（聯合社）¹⁷及びその支店
- 個人事業者
- 外国企業の支店
- 法律、行政法規に規定されるその他の市場主体

管理条例は、これまで複数の行政法規に分散していた各市場主体を網羅し、これらの設立、変更、抹消等の登記事項を統一して管理し、各市場主体の公正な競争を助長し、経済の円滑な発展を促進するものといえる。

(2) 登録手続の簡素化

管理条例及び実施細則によると、國務院市場監督管理部門は、統一の市場主体登記データ及びシステムを構築し、県レベル以上の登記機関は、全国統一の登記管理の政策及び要求を実施し、統一の登記資料、文書の書式及び省レベルの統一の市場主体登記管理システムを使用し、登記手続の流れ

⁸ 「合伙企业登記管理弁法」

⁹ 「農民專業合作社登記管理条例」

¹⁰ 「企業法人法定代表人登記管理規定」

¹¹ 「企業法人登記管理条例施行細則」

¹² 「個人独資企業登記管理弁法」

¹³ 「个体工商户登記管理弁法」

¹⁴ 「公司注册資本登記管理規定」

¹⁵ 「企業經營範圍登記管理規定」

¹⁶ 管理条例第 2 条

¹⁷ 農民專業合作社とは、農村の家族請負經營を基礎に、同類農産物の生産經營者又は同類農業生産經營サービスの提供者、利用者が自由意思により連合し、民主的管理を行う互助的な經濟組織をいい、民事上の行為能力を備える公民及び農民專業合作社の業務に直接関係する生産經營活動に従事する企業、事業体又は社会团体は、農民專業合作社が提供するサービスを利用することができ、農民專業合作社の定款を承認、遵守し、定款に定める加入手続を履行する場合は、農民專業合作社のメンバーになることができる。

を最適化し、オンライン処理等の便利な登記及び審査方法を実行するとされている¹⁸。

また、市場主体別の登記資料リスト及び文書の書式は政府機関のウェブサイトや登記機関の窓口等を通じて一般公開されている¹⁹。登記又は届出手続を行う場合は、書類受理のプロセスを取り消し、申請者に対してその身分情報に関する実名検証を行うこととなる²⁰。さらに、申請資料において署名又は捺印をする場合は、全国統一の電子営業許可証システムなどの電子サインのツールを通じて電子でサイン又は捺印を行うことが可能とされている²¹。

申請資料の審査プロセスも簡略化され、登記機関は、申請資料について形式的に審査し、申請資料が揃えており、法定の形式に合致することが確認された場合は、その場で登録されることが明確にされている²²。

特に、これまで各都市、地方によって登記手続の流れや必要書類、それらに対する要求は区々であり、全国で統一されたものではなかった。しかし、これらが全国的に統一されることにより、都市や地方を問わず、各登記手続に対する予測可能性が大幅に向上することが期待される。

(3) 会社「休眠」制度の導入

会社法上、会社が6か月以上経営停止の状態を継続することは、会社の営業許可取消事由とされており²³、休眠は、理論上は一種の違法状態であると解されている。しかし、長期にわたって経営を停止する休眠会社は相当多数存在しているのが現実であり、法律の建前と実情には大きな乖離が生じていた。

このような実情を踏まえ、管理条例及び実施細則では、新たに「休眠」（中国語で「歇業」）の制度を導入し、自然災害、事故、公共衛生事件、社会安全事件等の原因で経営が困難になった市場主体は、登記機関に届出を行うことにより、一定の期間の休眠会社とすることが可能になった²⁴。しかし、あくまで自然災害や事故といった、一種の不可抗力的な要因により経営が困難になったことが要件とされており、経営不振や経営者の都合といった当該事業者の事情による休眠までは想定されていないものと考えられる点は留意が必要である。

また、休眠といっても無期限に休眠することができるわけではなく、休眠をする場合にはその期間を届出し、且つ公示システムによって休眠期間の公示がなされることになる。休眠期間は、期間満了前30日以内に申請すれば延長可能であるが、最長3年までとされ、休眠期間が満了し、又は3年経っても経営を行わない場合には、会社の抹消登記が必要になる²⁵。

(4) 清算委員会の届出手続の廃止

従来、会社登記管理条例によると、会社を解散し、清算を行う場合は、清算委員会を成立させ、清算委員会の成立日から10日以内に清算委員会の構成員、清算委員会の責任者の名簿を会社登記機

¹⁸ 管理条例第6条、実施細則第3条第4項、第5条等

¹⁹ 管理条例第16条第2項

²⁰ 管理条例第15条、実施細則第16条

²¹ 実施細則第15条

²² 管理条例第19条1項、実施細則第18条第1項

²³ 会社法第211条第1項

²⁴ 管理条例第30条第1項、3項、実施細則第40条、第41条第1項

²⁵ 管理条例第30条第4項、実施細則第41条第3項、第42条第3項

関に届け出る必要があるとされていた²⁶。

しかし、管理条例の施行により、清算委員会の届出手続が廃止され、会社清算を行う場合は、国家企業信用情報公示システムを通じて清算委員会の構成員、清算委員会の責任者の名簿を公告することで足りることとされた²⁷。

(5) 簡易抹消登記手続の新設

管理条例及び実施細則では、簡易抹消登記制度を新設し、市場主体において債権債務が発生しておらず、又は債権債務の弁済が完了しており、且つ、関連費用、従業員賃金、社会保険料、法定補償金、未払税金（滞納金、過料）が発生しておらず、又はその支払いが完了している場合は、投資者全員が書面により当該事項の真実性について法的責任を負うことを誓約すれば、簡易手続で抹消登記を行うことが可能とされている²⁸。

国家企業信用情報公示システムを通じて上記の誓約書及び抹消登記申請資料を 20 日間公示することが必要であり、当該公示期間に関連部門、債権者及びその他の利害関係者から異議がなければ、公示期間の満了日から 20 日以内に登記機関に抹消登記を申請することが可能になる²⁹。一方、個人事業者が簡易抹消登記を行う場合は、国家企業信用情報公示システムでの公示が不要であり、抹消登記を申請してから 10 日以内に税務等の関連部門から異議がなければ、直接抹消登記を行うことができる³⁰とされている。

但し、以下のいずれかの事項に該当する市場主体については、簡易抹消登記を行うことができないので留意が必要である³¹。

- 経営異常名簿又は市場監督管理嚴重違法信用喪失名簿に記載されている場合
- 持分（財産持分）が凍結され、質権又は動産抵当権を設定され、もしくは他の市場主体に出資している場合
- 立件調査又は行政上の強制措置を受けている場合、訴訟又は仲裁手続中である場合
- 営業許可証を没収され、閉鎖を命じられ、又は取り消された場合
- 過料等の行政処分を受けており、その実施が完了していない場合
- その他の管理条例第 33 条に適合しない場合

(6) 虚偽登記の抹消制度の完備

近年、他人の身分情報を不正に利用して会社登記を取得するという、登記制度への信頼を揺るがす事象が頻発したことを受け、管理条例及び実施細則では、実名登記の必要性を強調し、虚偽登記の抹消制度を整備した。

虚偽の資料を提出し、又はその他の詐欺的手段により重要な事実を隠匿して、市場主体の登記をした場合は、虚偽登記の影響を受けた自然人、法人及びその他の組織は、登記機関において当該市場主体の登記抹消の申し立てをすることが可能であり、登記機関は、当該申し立てを受理した後、3 か月以内に調査し、調査により虚偽登記が存在していることが判明した場合、当該市場主体の登記

²⁶ 会社登記管理条例第 41 条

²⁷ 管理条例第 32 条、実施細則第 45 条

²⁸ 管理条例第 33 条第 1 項、実施細則第 47 条

²⁹ 管理条例第 33 条第 2 項、実施細則第 49 条

³⁰ 管理条例第 33 条第 3 項

³¹ 実施細則第 48 条

は抹消されることとなる³²。

虚偽登記が取り消された市場主体の直接責任者は、その市場主体の登記が取り消された後3年以内に市場主体の登記を再度申請してはならず、当該事項は登記機関により国家企業信用情報公示システムに公示される³³。

◆ 最高人民法院による「中華人民共和國民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈³⁴

最高人民法院 2022年2月24日公布、2022年3月1日施行

1. はじめに

2020年5月28日に民法典³⁵が公布されて以降、習近平国家主席より、民法典及び関連法律の規定及び趣旨に合致するように関連の民事司法解釈を適時に整備し、民事法律の適用基準を統一することを要求する指令が出された。これを受け、最高人民法院は、2020年6月より民法典の実施のために民事法令の司法解釈に関する全面的な整理を開始し、2021年1月1日に民法典物権編の適用に関する解釈をはじめとする5つの司法解釈が施行されたが³⁶、民法典の総則編に関する司法解釈についてはまだ公布、施行されていない状況であった。

民法典は私法全体を統括する体系化された民事法であり、民法典総則編の確立は民法の体系化における最も重要で根本的な要求であった。そのため、民法典の総則編に関する解釈は民法典に関する最も重要で根本的な事項に対する解釈に係る統一的な解釈を示すものとして非常に重要なものといえる。そのような中、最高人民法院は、民法典の規定に基づき、「民法通則」の貫徹及び執行における若干問題に関する意見（試行）（以下「民法通則意見」という。）³⁷、契約法の適用における若干問題に関する解釈（一）³⁸、契約法の適用における若干問題に関する解釈（二）³⁹等の司法解釈を条文ごとに検討し、法学家や関連部門の意見を聴取したうえで、民法典の総則編に関する解釈を起草し、「民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈（以下「本解釈」という。）は、2021年12月30日に最高人民法院審判委員会に採決され、2022年3月1日より施行されることとなった。

2. 要点とコメント

本解釈は全39か条、全9章（一般規定、民事権利能力及び民事行為能力、後見、失踪宣告と死亡宣告、民事法律行為、代理、民事責任、訴訟時効及び付則）で構成されている。その内容は相当豊富であるが、紙幅の都合上、以下では特に重要と思われる内容に絞って解説することとする。

³² 管理条例第40条第1項、2項、実施細則第50条、第51条及び第53条第1項

³³ 管理条例第40条第3項、実施細則第71条第3項

³⁴ 「最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》总则编若干问题的解释」

³⁵ 「中华人民共和国民法典」

³⁶ 具体的には以下の5つである。

- 「民法典」物権編の適用に関する解釈（一）（关于适用《中华人民共和国民法典》物权编的解释（一））
- 「民法典」担保関連制度の適用に関する解釈（关于适用《中华人民共和国民法典》有关担保制度的解释）
- 「民法典」婚姻及び家族編の適用に関する解釈（一）（关于适用《中华人民共和国民法典》婚姻家庭编的解释（一））
- 「民法典」相続編の適用に関する解釈（一）（关于适用《中华人民共和国民法典》继承编的解释（一））
- 「民法典」時間的効力の適用に関する若干規定（关于适用《中华人民共和国民法典》时间效力的若干规定）

³⁷ 「关于贯彻执行《中华人民共和国民法通则》若干问题的解释（试行）」

³⁸ 「关于适用《中华人民共和国合同法》若干问题的解释（一）」

³⁹ 「关于适用《中华人民共和国合同法》若干问题的解释（二）」

(1) 法源としての「慣習」

民法典では、民事紛争を処理するにあたって、法律に規定がなければ、慣習を適用することができるとしており⁴⁰、慣習が法源となりうることは既に明確にされている。

ただ、何をもって「慣習」というかの判断、認定は、人民法院が裁判において慣習を適用するにあたって確定すべき問題であり、この点につき、本解釈は「慣習」を、一定の地域、業界において一般的な人々が民事活動を行う際に長期的に遵守している民俗風習、慣行と定義している⁴¹。すなわち、ある民俗風習又は慣行が法源たる慣習に該当するかについて判断するにあたっては、当該民俗風習又は慣行について長期性、恒常性及び規則性（一般的な道徳評価基準ではなく、一般的な人々の行動を具体的に導き、規範する性質）があるかという要件を考慮する必要がある。

また、慣習の証明について、本解釈では、慣習の適用を主張した当事者が主としてその証明責任を負い、人民法院が必要に応じて調査、判明するとされている⁴²。当初は、人民法院が職権により調査、判明すべきとの意見もあったが、中国の国土が広大であり、各地域の慣習が多様で、人の移動も複雑といった中国の特徴に鑑み、慣習をもっとも知っている当事者に主たる証明責任を負わせるべきで、裁判官に全ての調査義務、責任を負わせることは妥当ではないとの考慮から、本解釈の示す帰結に至ったものである。

(2) 民事権利の濫用の認定要件

民法典では、民事権利の濫用の禁止を規定し、権利行使の範囲を設定している⁴³。当該規定は民事主体による適法な民事権利の行使を導く一般的な規則であり、その内容は抽象的なものであるため、権利主張をすとしても、その具体的な根拠事実を主張する必要がある。また、理論上、権利濫用禁止の原則は、通常、信義則の具体的な表現の一つと思われ、権利濫用の有無に関する判断は、信義則に基づき行われるべきであるが、信義則も抽象的な法原則であり、裁判官が権利濫用禁止の原則及び信義則を適用するには、やはり具体的な事情に応じて個別に判断する必要がある。

そのような観点から、本解釈では、民事権利の濫用の該当性判断の要素について、人民法院が権利行使の対象、目的、時間、方法、当事者間で利害の不均衡を生じさせた程度等の要素に基づき判断することを明確にするとともに⁴⁴、国の利益、社会公共利益、他人の合法的權益を侵害することを目的として民事権利を行使する場合は、民事権利の濫用に該当することを示した⁴⁵。

(3) 重大な誤解の構成要件

民事上の行為について、それが行為者による「重大な誤解」に基づくものである場合、当該行為は取り消すことが可能とされている⁴⁶。この点、民法通則意見では、「行為者が行為の性質、相手当事者、目的物の品種、品質、規格及び数量等について誤って認識したことにより、その行為の結果が行為者の意思に反し、且つ、大きな損失をもたらした場合」は重大な誤解に該当するとしていた⁴⁷、本解釈では、重大な誤解の認定要件について、民法通則意見の規定を基に以下の変更を行っ

⁴⁰ 民法典第10条

⁴¹ 本解釈第2条第1項

⁴² 本解釈第2条第2項

⁴³ 民法典第132条

⁴⁴ 本解釈第3条第1項

⁴⁵ 本解釈第3条第2項

⁴⁶ 民法典第147条

⁴⁷ 民法通則意見第71条

た。

- 目的物の価格に対する誤認を重大な誤解に該当する一つの事項として追加した。
- 重大な誤解の「重大性」の判断基準を変更した。

民法通則意見に定められた「大きな損失をもたらしたこと」を「重大性」の判断基準とする必要があるかについては従前から論争的となってきた。すなわち、例えば、売主が、買主が購入したい記念品の色を間違ったような場合、又は、祝祭日に応じた特殊の意味を持つ花束の種類を間違って販売したような場合、買主に対して経済上は特に大きな損失を与えないものの、買主の取引の目的がおよそ実現できないという点においては、重大な誤解に該当すると解されるが、民法通則意見の解釈からすると、大きな損失がない以上、行為の取り消しはできないという不合理な帰結が導かれることになる。

そのため、本解釈では、重大な誤解の構成要件から「大きな損失をもたらしたこと」を除外し、重大性について「当該誤って認識したことが発生しない場合、通常理解に従えば、行為者が相応な意思表示を行わないこと」をいうと示した。

本解釈では、行為者が行為の性質、相手当事者又は目的物の品種、品質、規格、価格、数量等について誤った認識をしており、当該誤った認識が発生しなければ、行為者が相応な意思表示を行わなかったといえる場合は重大な誤解に該当するとされ⁴⁸、この解釈に従えば上記のようなケースにおいても意思表示の取り消しを主張することが可能になるといえる。

(4) 詐欺、脅迫の構成要件

本解釈では、民法通則意見に定めた詐欺及び脅迫に関する規定⁴⁹を基に、以下のとおり詐欺、脅迫の構成要件を補完した。

民法通則意見上、故意に真実な状況を隠匿し、相手方に誤った意思表示をさせた場合には詐欺を構成すると定めているが、詐欺を構成する「故意に真実な状況を隠匿」したという前提条件として行為者に告知義務があること、すなわち、真実の告知義務を有する者がそれを隠匿したことを明示的に要求した。したがって、法的にそもそも相手方に対して真実を告知する義務がない者が真実を隠匿したとしても、そのような場合には詐欺には該当しないということになる。

また、民法通則意見上、自然人、その近親者の人身上の権利や、法人、非法人等の組織の名誉、荣誉といった権益に損害を与えることを脅迫し、これにより相手方に意に反した意思表示をさせた場合に脅迫を構成すると定めているが、意に反した意思表示が「脅迫された者が恐怖心による」ことを要求した。したがって、脅迫者から脅迫を受けたものの、特に恐怖心によらず意に反した意思表示をしたような場合（例えば、憐憫の情に基づき敢えて意に反した意思表示をしたような場合）には脅迫を構成しないことになる。

(5) 表見代理の構成要件

「相手方において、行為者が代理権を有すると信じること」についてどのように認定するかは、表見代理の成否を認定するにあたって核心的な問題である。この点、最高人民法院が2009年7月7日に公布した「当面の形勢の下における民商事契約に関する紛争の審理の若干問題に関する指導意

⁴⁸ 本解釈第19条第1項

⁴⁹ 民法通則意見第68条、第69条

見」⁵⁰においては、契約法第 14 条に定める表見代理が成立するには、代理人による無権代理の行為が、客観的には代理権があるような外観を有するだけでなく、相手方が主観的に善意かつ無過失で行為者が代理権を有すると信じる必要があるとされている。

本解釈でも、上記の意見を踏襲し、「相手方において行為者が代理権を有すると信じること」の構成要件を以下のとおり明確にした⁵¹。

- 代理権があるような外観；
- 相手方は、行為者が行為を行った際に代理権を有していないことを知らず、且つ、過失がない者であること。

以上に加え、本解釈はその証明責任の分配について、無権代理の成立を主張する者において、代理権があるような外観の事実を主張、立証し、表見代理の成立を争う者（すなわち、表見代理における本人）において、相手方の悪意、有過失の事実を主張、立証すべきことが明らかにした点で重要な意義を有するといえる⁵²。

(6) 正当防衛及び緊急避難の認定要件

民事関連法令において、正当防衛及び緊急避難をどのように認定するかについては明確な規定が置かれておらず、裁判実務においては、正当防衛及び緊急避難の成立については民法法理に基づいた判断がなされてきた^{53 54}。

本解釈では、刑事関連規定を参考にしながら、正当防衛及び緊急避難の認定要件を以下のとおり定めた。

- 国の利益、社会公共利益、本人又は他人の人身的管理、財産的権利及びその他の合法的権益が現在進行中の不法侵害を受けないように、侵害者に対して不正を止める行為を行う場合は正当防衛に該当する⁵⁵。
- 国の利益、社会公共利益、本人又は他人の人身的管理、財産的権利及びその他の合法的権益が現在発生している危険を受けないように、緊急な措置を行わざるを得ない場合は緊急避難に該当する⁵⁶。

◆ 最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈⁵⁷

最高人民法院 2022 年 3 月 16 日公布、2022 年 3 月 20 日施行

⁵⁰ 「关于当前形势下审理民事合同纠纷案件若干问题的指导意见」

⁵¹ 本解釈第 28 条第 1 項

⁵² 本解釈第 28 条第 2 項

⁵³ 正当防衛（正当防卫）とは、本人又は他人、其他国家公共の利益に対する不法な侵害行為を避けるために、当該侵害行為を停止、回避しようとする行為によって、相手方に対して損害を加えたとしても、当該損害につき免責されるというものである。

⁵⁴ 緊急避難（緊急避险）とは、本人又は他人、其他国家公共の利益に差し迫った危険を避けるために、やむを得ず講じた措置によって、第三者に対して損害を加えたとしても、当該緊急避難者においては、当該損害につき免責されるというものである。但し、緊急状況を引き起こした者は、当該損害に対する責任を免れない。

⁵⁵ 本解釈第 30 条

⁵⁶ 本解釈第 32 条

⁵⁷ 「最高人民法院关于适用〈中华人民共和国反不正当竞争法〉若干问题的解释」

1. はじめに

中国共産党第 18 回全国代表大会以降、中国においては、知的財産権の保護をより徹底すべく、2019 年に反不正競争法（以下「不競法」という。）⁵⁸を改正し、最高人民法院は、2020 年 12 月 29 日に特許権、商標権、著作権等の紛争案件に関する 18 の知的財産権関係の司法解釈を改正した⁵⁹。また、経済の成長、市場主体の増加、EC 市場の発展等により、市場における競争関係に急激な変化が生じ、企業間で新しい競争問題や法的紛争が現れたため、かかる紛争に関する事実、責任の認定、法令の適用等について法律の運用に対する新たな課題が露見してきた。

このような背景の下、2022 年 3 月 16 日に最高人民法院は「中華人民共和國不競法」の適用における若干問題に関する解釈（以下「本解釈」という。）を公布した。本解釈は、不競法が改正されて以降の司法実践に鑑み、最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈⁶⁰（以下「旧解釈」という。）により判断、解決できない法的問題、社会問題について新たに解釈を示すものである。

本解釈は、主に不競法第 6 条、第 12 条等に定められている混同行為、インターネットでの不正競争等の社会的に注目されている不正競争行為を細分化し、不正競争紛争に関する裁判基準を明確にしている。本解釈は 2022 年 3 月 20 日より施行され、各市場主体による健全な投資、事業運営のためにより公平、透明な競争環境を構築し、公平競争に関する政策と制度を完備することが期待される。

2. 要点とコメント

本解釈は全 29 か条で構成され、その主な内容は以下のとおりである。

(1) 商業道德違反の認定

不競法が施行されて以降、同法第 2 条は⁶¹、人民法院が不競法に定められた以外の新たな類型の不正競争行為を認定するにあたって、また、競争行為が正当なものであるか否かの判断をするにあたって重要な法的基準となっており、事業者の経営活動が商業道德に違反しているか否かという点は重要な判断要素となっている。

この点、本解釈においては、不競法にいう「商業道德」について、日常の道德基準だけでなく、特定の商業分野において普遍的に遵守、認可されている行動規範と定義付けている⁶²。

そして、人民法院が商業道德に違反しているか否かを判断するにあたっては、案件の具体的な状況に鑑み、業界規則又は商習慣、経営者の主観的状況、取引先における選択意思、消費者の権利、市場の競争秩序、公共利益等への影響等の要素を総合的に勘案するものとして⁶³、具体的な判断要素が明確にされた。

⁵⁸ 「反不正当竞争法」

⁵⁹ 「最高人民法院关于修改《最高人民法院关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释(二)》等十八件知识产权类司法解释的决定」

⁶⁰ 「最高人民法院关于审理不正当竞争民事案件应用法律若干问题的解释」

⁶¹ 内容としては、事業者は生産経営活動の過程で、自由意思、平等、公正、誠実信用の原則に従い、法律及び商業道德を遵守しなければならないというものである。

⁶² 本解釈第 3 条第 1 項

⁶³ 本解釈第 3 条第 2 項

(2) 一定の影響力を有する標章の認定要件

不競法第6条では、一定の影響力を有する商品名称等の標章、企業名称、個人の氏名、ウェブサイト名称等に対する混同行為を禁止している。本解釈では、旧解釈における「知名商品」及び「特有の名称、包装、装飾」に関する解釈⁶⁴を踏襲し、一定の影響力を有する標章について「一定の市場知名度を有し、かつ、商品の出所を区別する顕著な特徴がある標章」と定義している⁶⁵。

そのうえで、一定の市場知名度の有無に関する認定基準については、基本的に旧解釈第1条における「知名商品」に関する認定基準を踏襲しつつ、さらに中国国内の関連公衆が知る程度を強調している。すなわち、中国国内の関連公衆が知る程度、商品販売の時期、区域、販売額及び販売対象、宣伝の継続時間、程度及び地域範囲、標章として保護を受ける状況等の要素を総合的に考慮するものとした⁶⁶。

なお、一定の影響力を有する標章と同一又は類似するかを判断する場合は、商標と同一又は類似することに関する判断原則及び方法を参照することができるとされた⁶⁷。

(3) 不競法に保護されない標章

不競法第6条に定められている一定の影響力を有する標章は、商標と同様の機能を持つものであるため、商標法令上の原則及び規定を参照しながら当該標章の使用を規制する必要があるといえる。

この点、商標法⁶⁸では、商標として使用できない標章が列挙されているところ⁶⁹、本解釈は、商標法上商標として使用できない標章に該当する標章又はその顕著に識別される部分は不競法第6条に基づき保護されないことは明確にされている⁷⁰。したがって、このような保護されない標章を無断で使用したような場合には混同行為に該当せず、不正競争行為を構成しないと判断される可能性が高い。

(4) 不競法の保護を受ける主体の細分化

不競法第6条第2項では、一定の影響力を有する企業名称は不競法の保護対象となり、当該企業名称について混同行為を行ってはならないことが定められている。

上述のとおり、市場主体登記管理条例が施行され、一般の会社、個人独資企業、パートナーシップ企業、個人事業者、農民專業合作社等の各市場主体の名称を含む各登記事項について、市場主体登記管理部門により登記された場合、それらの名称は上記にいう「企業名称」に含まれることが明示された⁷¹。これに加え、一定の影響力を有する個人事業者、農民專業合作社及びその他の市場主体の名称（略称、商号を含む。）も、一定の影響力を有する企業名称と認定されることも明記した⁷²。

個人事業者については、厳密に言えば企業に該当しないため、従前の裁判実務上は、一定の影響力

⁶⁴ 旧解釈第1条、第2条

⁶⁵ 本解釈第4条第1項

⁶⁶ 本解釈第4条第2項

⁶⁷ 本解釈第12条第1項

⁶⁸ 「中华人民共和国商标法」

⁶⁹ 商標法第10条第1項

⁷⁰ 本解釈第7条

⁷¹ 本解釈第9条第1項

⁷² 本解釈第9条第2項

を有する個人事業者の名称について不競法第6条に基づき混同行為を禁止することは可能か（すなわち、不競法第6条の適用可否）をめぐって見解が分かれていた。

しかし、個人事業者であっても、中国の市場経済の重要な一員であり、市場競争への参加度という点では、企業やその他の組織との間に本質的な違いはない。そのような考え方にに基づき、市場主体登記管理条例においては、個人事業者、そして農民專業合作社も市場主体に含めることを明確にし、これと平仄を合わせるように、本解釈では個人事業者、農民專業合作社の名称についても、一定の影響がある場合には不競法による保護対象となることが示されたものといえる。

(5) その他の混同行為に該当する事項

不競法第6条第4項では混同行為に関する包括条項が定められており、人々に他人の商品と誤認させ又は他人と特定の関係が存在すると誤認させるのに十分なその他の混同行為を禁止している。

本解釈第13条では、当該包括条項の意義をより具体化し、事業者が以下のいずれかを行った場合は、不競法第6条第4項に定められているその他の混同行為に該当するとされている。

- 不競法第6条第1項～第3項に規定されているもの以外の一定の影響力を有する標章を無断で使用すること
- 他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆を誤認させること

特に上記の第2項が定めるような、他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称における商号として使用する行為は、明らかな商標使用行為であり、商標法の関連規定により直接的に規制されており、不競法の適用場面ではない。

しかし他方で、商標法は、他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争行為を構成した場合は、不競法に従い処理するとされているにとどまり⁷³、不競法におけるどの条文が適用されるかを明確にしていない。

この点について、これまでの裁判例では、不競法第2条の原則規定に基づき判断するケースも少なからず見られていた。しかし、他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業の商号として使用することについては、他人の商標に対する公衆の信用を利用する行為であり、他社の商標の良好な信用を借り、両会社間の関係性について公衆を混乱させることによって、企業のビジネスの認知度の向上又は取引機会の増加を図るとするのがその本質である。その意味では、不競法上の不当な混同行為と捉えることがよりその本質に則したものといえる。

(6) 混同行為に協力する場合の処理

民法典において、他人を教唆し、又は幫助して、権利侵害行為を実施させた場合は、行為者とともに連帯責任を負わなければならないとされている⁷⁴。これを受けて、本解釈では、他人による混同行為の実施のため、故意に倉庫保管、輸送、郵送、印刷、隠匿、経営場所等の便宜を供与する行為を混同行為への協力行為として掲げており⁷⁵、これらを行った場合には、民法典の規定に基づき、混同行為の行為者とともに連帯責任を負うものと解される。

⁷³ 商標法第58条

⁷⁴ 民法典第1169条第1項

⁷⁵ 本解釈第15条

商標法では、登録商標専用権の侵害行為について明確な規定があり、他人の商標専用権を侵害する行為のために、故意に他人による商標専用権の侵害行為の実施を幫助した場合は、登録商標専用権の侵害に該当するとされている⁷⁶。そして、商標法実施条例⁷⁷では、他人の商標専用権を侵害するために倉庫保管、輸送、郵送、印刷、隠匿、経営場所、インターネット商品取引プラットフォーム等を提供することは、商標法第57条第6項に定める登録商標専用権侵害行為に便宜を与えることに該当すると定めている⁷⁸。

本解釈では、このような商標関連法令における商標侵害行為への協力行為の認定基準を参考にし、混同行為に協力する行為を規定したと考えられる。

(7) インターネットでの不正競争行為の判断基準

不競法が2017年に改正された際、事業者によるネットワーク妨害行為の禁止に関する規定が新たに設けられたが、旧解釈において同条の内容を解釈する規定は置かれていなかった。

しかし、近年中国においてデジタル経済が急成長し、インターネットにおける不正行為も著しく増加している現状に鑑み、これらの行為に係る解釈基準の明確化は必要なものとなっていた。この点、本解釈においては、不競法第12条第2項第1号⁷⁹及び2号⁸⁰に定めるネットワーク妨害行為の判断基準を以下のとおり明確にした。

ア 強制的な特定ページへの移動

まず、不競法第12条第2項第1号に定める「強制的に特定のページに移動させること」について、「他の事業者及び利用者の同意を得ていないこと」を判断基準としている⁸¹。リンクを挿入し、強制的に特定のページに移動させる目的は、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスを利用し、利用者を自社経営の製品に「ハイジャック」し、取引機会の増加を図るものであり、「トラフィックハイジャック」と呼ばれている。この場合は、他の事業者の権利を損なうとともに、ネットワーク製品又はサービスの提供者について利用者を誤認させることになることから、他の事業者及び利用者両方の同意を得ない限り、上記のような行為をすることができないこととされた。

事業者がリンクだけを挿入し、特定のページへの移動は利用者の判断により行われる場合に、上記の禁止行為に該当するかという点の判断については、リンクの挿入に関する具体的な方法、合理的な理由の有無及び利用者と他の事業者の権利への影響等の要素を総合的に判断するとされている⁸²。

イ ネットワーク製品、サービスに対する妨害

また、本解釈では、事業者が事前に明示せず、且つ、利用者の同意を得ずに、修正し、終了し、アンインストールするよう利用者を誤導、欺罔、強迫するなどの方法により、悪意を持って、他の事

⁷⁶ 商標法第57条第6項

⁷⁷ 「中华人民共和国商标法实施条例」

⁷⁸ 商標法実施条例第75条

⁷⁹ 他の事業者の同意を得ずに、当該事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスにおいて、リンクを挿入し、強制的に特定のページに移動させること。

⁸⁰ 他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスを修正し、終了し、アンインストールするよう利用者を誤導し、欺き、強迫すること。

⁸¹ 本解釈第21条第1項

⁸² 本解釈第21条第2項

業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスを妨害し、又は破壊する場合は、不競法第12条第2項第2号に該当するとされている⁸³。

すなわち、同号の適用においては、事業者が事前に明示せず、利用者の同意を得ていないという前提要件及び悪意を持って、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスを妨害し、又は破壊するという目的の双方の有無を検討し、判断されることになる。

(8) 中国国外の不正競争行為に対する訴訟管轄の明確化

不競法では、事業者の合法的権利が不正競争行為により損害を受けた場合は、人民法院に訴訟を提起することができる⁸⁴、中国国外で行われる不正競争行為に対して訴訟を提起する場合の裁判管轄について、不競法及び旧解釈においては明確な規定が定められていない。中国国外の不正競争行為に関する訴訟を提起する場合は、民事訴訟法の関連規定に基づき人民法院の管轄権を判断する必要があるかと考えられる。

民事訴訟法⁸⁵では、権利侵害行為訴訟の管轄について、権利侵害行為地又は被告の住所地の人民法院が管轄するとされており⁸⁶、また、最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈⁸⁷では、民事訴訟法第29条に定める権利侵害行為地には、権利侵害行為実施地及び権利侵害結果発生地が含まれるとされている⁸⁸。

この背景には、本解釈では、上記の民事訴訟法の規定に基づき、訴えられた不正競争行為が中国国外に発生したものの、権利侵害の結果が中国国内に発生した場合に当該不正競争行為に対して提起された訴訟について権利侵害結果発生地の人民法院により管轄することが明確にされている⁸⁹。

執筆担当：包城偉豊、邢沂晨

⁸³ 本解釈第22条

⁸⁴ 不競法第17条第2項

⁸⁵ 「中华人民共和国民事诉讼法」

⁸⁶ 民事訴訟法第29条

⁸⁷ 「最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释」

⁸⁸ 最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈第24条

⁸⁹ 本解釈第27条

II. 中国法務の現場より

◆ 冬季五輪に見られたブラックテクノロジー

冬季オリンピックは、世界最大規模の冬季総合競技大会（以下“冬季五輪”という。）である。北京では、2008年北京夏季五輪後、14年ぶりに今度は冬季五輪の開催都市となり、史上初の夏、冬両大会の開催都市として、再び世界からの注目を集めた。14年前の夏季五輪開催時と比べると、「科学技術五輪」という理念が強調され、開会式、競技場建設、競技サービスから選手の生活保障施設に至るまで、あらゆる面で中国のテクノロジーが活用された。今回では、冬季五輪に現れた「ブラックテクノロジー」⁹⁰をご紹介します。

(1) 無人中継ブラックテクノロジー

新型コロナウイルス流行の影響で、今回の冬季五輪では無人のリアルタイム撮影と中継が行われている。従来の方式では多くのスタッフや大規模な制作チーム、高価な設備が必要だったが、新型コロナウイルスの影響で人の流れを最小限に抑えるため、今回の冬季五輪では「高自由視点の映像効果」のような360度VR技術が用いられた。競技場全体の中高速度の目標を正確にロックして追跡することができるだけでなく、また複数台のパノラマカメラが競技全体を360度の死角なく放送することができ、これに伴い多くの「反則行為」も逃げ場を失った。

現場のスタッフにとっても極めて負担が軽減され、カメラマン1人、ノートパソコン1台、重さ1キログラムの5Gパック⁹¹1個で、オリンピックの試合をまるごと中継することができる。視聴者にとっては、ライブ観戦に劣らない視聴効果を得ることができ、自分で視点を調整することもできる。このほか、障害者の観戦を容易にするため、中央テレビ局では、初の手話AI司会者が今回の冬季五輪に登場した。

(2) 交通ブラックテクノロジー

今回の冬季五輪には3つの地域に会場が設置されていたため、選手とメディアが他のエリアに便利、安全かつスムーズに到着できるように、中国は冬季五輪のために専用列車を作った。短期間に走行路線が建設され、その速度は時速350キロに達した。このほか、区間自動運行、所謂高速鉄道車両の無人運転技術も実現している。また、列車の中には5G技術があり、トンネル内でも通信を良好に保つため、研究者たちは、標高5000メートル以上の環境で1年間実験を行い、様々な極端な環境に対応できる技術を開発した。列車内には世界唯一のハイビジョンの移動スタジオも備えており、高速移動中にも試合を放送することができる。なお、冬季五輪の無人自動運転車は100台以上が運用されており、累計移動距離は15万キロメートルにのぼったといわれている。

(3) インフラブラックテクノロジー

ハイテク施設をグリーン環境にやさしい施設にするため、今回の北京冬季五輪で使用された19の施設では風力発電、太陽エネルギー、太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用できる仕様となった。多くの競技場は、既存の建物をリノベーションしたものであるが、単なる改装ではなく、新

⁹⁰ 中国語は「黑科技」

⁹¹ uhdビデオ符号化技術と5G通信技術の蓄積を基に、発売された業界トップレベルの5G+4Kパックと5G+8Kパック製品を指す。携帯用パックをキャリアとして、現場の信号をuhd符号化、暗号化し、低遅延安全伝送技術を利用して5Gリンクで信号伝送を行う。制作プラットフォームが後続コンテンツの制作を行う。

たな機能を加えたものである。

また、首都圏の 30 か所の体育館は、その用法を転換することで継続的な活用をすることができた。例えば国家水泳センター「水立方」は「氷立方」に転換されたほか、カーリングコースの施設も「水立方」プールの上に設置された。国家水泳センターでは「水上機能」と「氷上機能」を自由に切り替えることができ、同時に水上運動、氷上運動、各種大規模活動を催すことが可能となっている。

(4) ロボットレストラン

外国人選手が、もっとも感銘を受けたといわれているのは、約 120 台のロボットを備えたロボットレストランである。シェフも従業員もおらず、透明なキッチンで「ロボットシェフ」が 24 時間、数千人に順番に食事を提供するというもので、中国料理や洋食料理、カクテル作りもロボットが行う。国内外メディアの記者が食卓の QR コードをスキャンして料理を注文すると、キッチンでロボット料理人が料理を作り始め、メニューにある本格的な中国料理に加え、ハンバーガー、ピザ、カクテルなどの料理を作ることができる。

ロボットは透明なガラスの裏に設置されており、誰でも調理の様子を見ることができ、ロボットが全工程を完結させ、レストランの屋上に設置されたクラウドトラックを通じて料理が配送される。ロボットが必要なテーブルの上へ移動すると、下に置かれたケーブルとともに食べ物を載せたトレイが空から降りてきて、宙に吊るされた料理を取り出し、食べるという体験が提供された。

(5) 防疫対策ブラックテクノロジー

新型コロナウイルスが収束していない中での大会開催にあたり、「防疫」はもっとも重要な課題であり、今回の冬季五輪では、大量の防疫装備が導入され、数百台のロボットがこれに大きく貢献した。冬季五輪では、数百の「ロボット防疫員」が各競技場や冬季五輪村に配置された。

ロボット防疫員のモニターの前で、参加者はマスクを外す必要がなく、身分証明書をタッチするだけで、1 秒以内に身分識別、スマート検温、健康検診、PCR 検査など計 8 つの検査を行うことができる。また、北京冬季五輪期間中、エアロゾル新型コロナウイルス検出システムが首都体育館、国家スピードスケート場などの競技会場に実装され、エアロゾルのサンプリングと検査作業を行った。このシステムはエアロゾル採集器と新型コロナウイルス検出器という 2 つの部分で構成され、空気中のウイルス監視警報と迅速な検出を行うことができ、非常に高い検出感度を有していると言われている。

執筆者：呉秀穎

III. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	連載・コラム
2022年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家知的財産権局知的財産権信用管理規定 情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿） 	
2022年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法修正草案（意見募集稿） 民事訴訟法の改正に関する決定 人民法院オンライン調解規則 	「2022年の注目しておくべき立法」
速報版（2022/1/25）	中国における育児休暇の導入について	
速報版（2022/1/6）	外資参入ネガティブリスト（2021年版）の施行について	
2021年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 児童化粧品監督管理規定 信用調査業務管理弁法 中華人民共和国税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021） 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第9回 取引契約の履行
2021年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（試行） 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第8回 取引契約の交渉と締結
2021年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品生産経営監督管理弁法 市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法 重要情報インフラ安全保護条例 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第7回 法務DDの頻出事項④ （人事労務）
速報版（2021/8/30）	中国の個人情報保護法について	
2021年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理に関する規定 市場監督管理行政処罰手続規定（改正）と市場監督管理行政処罰聴聞弁法（改正） 電子労働契約締結ガイドライン 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第6回 法務DDの頻出事項③ （資産）
2021年6月号	<ul style="list-style-type: none"> 印紙税法 データセキュリティ法 反外国制裁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第5回 法務DDの頻出事項② （許認可・環境）
2021年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国海上交通安全法（改正） 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ

	<ul style="list-style-type: none"> 薬品監督・管理能力の建設の全面的な強化に関する実施意見 香港特別行政区破産手続の承認・協力の試験的展開に関する意見 	第4回 法務 DD の頻出事項① (組織)
<u>2021年4月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入食品安全管理弁法 輸入食品国外生産企業登録管理規定 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第3回 法務 DD の実施方法
<u>2021年3月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> インターネット取引監督管理弁法 知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第2回 企業買収のプロセス

-
- 発行
TMI 総合法律事務所

 - 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴

 - 発行日
2022年4月8日
-

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



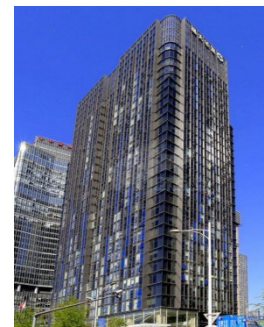
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: tmishanghai@tmish.com



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/ケニア